

令和 8 年 9 月定例月議会

令和 8 年 9 月 1 7 日

健康福祉常任委員会

資 料

関連議案	案件名	所管課	ページ
議案第 7 4 号	令和 7 年度長浜市病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	市立長浜病院事務局 経営企画課	2

長浜市病院事業

所管委員会	健康福祉常任委員会
関係案件	議案第 7 4 号
所管課	市立長浜病院事務局経営企画課

令和 7 年度長浜市病院事業会計決算書

令和 7 年度長浜市病院事業会計資本剰余金の処分について

市立長浜病院において、長浜市から無償で譲り受けた医師住宅用地（昭和 48 年）・通路用地（平成 14 年）を売却したこと及び職員の退職に伴い発生する会計処理を行うため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 2 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1. 会計処理

以下の資本剰余金を未処理欠損金（いわゆる累積赤字）に充当する。

（１）当該土地にかかる資本剰余金（6,697,433 円）

（２）認定看護師等育成補助金にかかる資本剰余金（230,000 円）

⇒資本剰余金、未処理欠損金とも同額を減額 ※令和 8 年度決算書に反映

本決算書 P 9 「（４）令和 7 年度 長浜市病院事業会計欠損金処理計算書（案）」より抜粋

（市立長浜病院）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	12,634,915,390	65,678,784	△ 8,497,345,430
議会の議決による処分額	0	△ 6,927,433	6,927,433
処分後残高	12,634,915,390	58,751,351	(繰越欠損金) △ 8,490,417,997

※資本剰余金とは

営業活動によって生じる損益取引とは別に、資本取引によって企業内に留保されるものをいい、主に非償却資産（土地など）の取得に充てるための補助金、寄附金等の金銭又は受贈物件（物件にあつては、その適正な見積価格）で構成する。土地の受贈があつた場合は、当該土地の簿価を「固定資産―土地」と併せて「資本剰余金―受贈財産評価額」にも計上する。

2. 売却した土地について

(1) 処分目的

将来的に利用する見込みがない以下の土地を売却し、経営資源の捻出を図ったもの。

- ①老朽化が激しく、かつ将来的に利用する見込みがない医師官舎1棟(建物付き土地)
- ②今後活用する見込みがない医師官舎通路用地

(2) 売却財産の概要、売却金額及び売却損益について

- ①長浜市平方町字京戸町 1072-4 売却価格 11,000,000 円 … A

土地 公簿面積 200.95 m² (簿価 2,893,680 円 … ア)

建物 居宅(木造・瓦葺・2階建) 延床面積 96.39 m²

車庫(軽量鉄骨造・平屋建) 延床面積 14.58 m²

令和7年10月24日に売買完了

売却損益 売却益 8,106,320 円(=A-ア) →損益計算書・特別利益に計上

- ②長浜市八幡東町字西浦 542-23 売却価格 810,095 円 … B

土地 公簿面積 66.95 m² (簿価 3,803,753 円 … イ)

※地目：公衆用道路

令和8年3月27日に売買完了

売却損益 売却損 2,993,658 円(=B-イ) →損益計算書・特別損失に計上

3. 認定看護師等育成補助金について

当院では、職員が認定看護師等を養成する教育機関に支払う費用(学費等)の2分の1(上限50万円)を、資格取得後に指定の期間(5年等)勤務することを条件に、返済免除付きの貸付金として貸与しています。当該貸付金に対し県から認定看護師等育成にかかる補助金を受領しており、会計基準に基づき、受領の都度当該補助金を貸借対照表の「資本剰余金—補助金」科目に計上するとともに、対象職員の退職時にこの資本剰余金を処分(減額)しています。

この度、当該補助金(230,000円・平成25年度交付)の対象であった職員が令和7年度中に退職(補助金交付後、約11年間勤務)したため、資本剰余金の処分(減額)を行うものです。